

## 兵庫県立西宮病院と西宮市立中央病院のあり方検討委員会設置要綱

## (設置)

第1条 兵庫県立西宮病院と西宮市立中央病院のあり方を検討するため、兵庫県立西宮病院と西宮市立中央病院のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を兵庫県知事及び西宮市長に報告する。

- (1) 両病院の有する診療機能の再編の具体案や地域医療のあり方
- (2) 既存施設等の利活用方策
- (3) その他、両病院のあり方に関し必要な事項

## (組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる11人以内の委員で組織する。

## (委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。この場合において、代理人は、会議が開かれる前に委任状を委員長に提出しなければならない。
- 4 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

## (会議の公開)

第6条 会議は公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第6条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 会議の傍聴に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

(謝金)

第7条 委員（兵庫県職員及び西宮市職員である委員を除く。この条及び次条において同じ。）が委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

2 第5条第3項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、代理人に対して、委員と同額の謝金を支給する。

3 第5条第4項の規定に基づき、委員以外の者が会議に出席したときは、この者に対して、委員と同額の謝金を支給する。

(旅費)

第8条 委員が委員会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定により算出した額に相当する額とする。

3 第5条第3項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、代理人に対して、旅費を支給する。この場合において、旅費の額は、委員と同様の取扱いとする。

4 第5条第4項の規定に基づき、委員以外の者が会議に出席したときは、この者に対して、旅費を支給する。この場合において、旅費の額は、委員と同様の取扱いとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、兵庫県病院局企画課及び西宮市立中央病院病院改革担当部経営企画課において共同して処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、兵庫県病院事業管理者及び西宮市病院事業管理者が招集する。

(別表)

「兵庫県立西宮病院と西宮市立中央病院のあり方検討委員会」委員名簿

(敬称略)

区 分	役 職	氏 名
有 識 者	兵庫県災害医療センター顧問	鵜飼 卓
	兵庫県病院協会長	守殿 貞夫
	伊丹市病院事業管理者	中田 精三
	ホスピタルマネジメント研究所代表	谷田 一久
関 連 大 学	大阪大学大学院医学系研究科長・ 大阪大学医学部長	澤 芳樹
地 元 関 係 者	西宮市医師会会長	大江与喜子
	西宮コミュニティ協会会計理事	白川 清
医 療 行 政	兵庫県健康福祉部医監	山本 光昭
	西宮市健康福祉局長	土井 和彦
病 院 関 係 者	兵庫県立西宮病院長	河田 純男
	西宮市病院事業管理者	南都 伸介